

ななかま

広報

原爆パネル展を 開催します

広島市および長崎市に原爆が投下されて、今年で65年目を迎えます。

中間市では、世界恒久平和の実現を願い、多くの都市と連携し、核兵器廃絶への機運を起すため、昨年の12月1日に広島市長が提唱する核兵器廃絶に向けた都市連帯としての「平和市長会議」に加盟しました。

「核兵器の悲惨さ」「核兵器の廃絶」「平和の尊さ」を改めて考えていただくために、原爆パネル展を開催します。

入場は無料ですので、みなさんご来場をお待ちしています。

●日 時 12月18日(土)～26日(日)・午前9時～午後9時
※12月22日(木)は休館日です。

●場 所 なかまハーモニホール

●問合先 総務課
☎(246)6232

親子凧作り教室 参加者を募集

多くのみなさんの参加をお待ちしています。

●日 時 12月12日(日)・午前10時～午後1時

※受け付けは9時からです。
●場 所 働く婦人の家

●内 容 土佐凧づくり
●参加料 1人500円(材料費、昼食代)

●持つてくるもの えんぴつ、上書き、はさみ、新聞紙5枚、靴を入れるビニール袋など

●申込締切 12月3日(金)

●申込方法 住所、氏名、年齢、電話番号、凧作成者か付き添いの区別を記入のうえ、FAXで申し込んでください。または、中央公民館の窓口で直接申し込んでください。

●申込・問合先 中央公民館
☎(246)2321
FAX(246)0277

12月登録の選挙人名簿と在外 選挙人名簿をお見せします

選挙管理委員会では、12月1日現在で、新しく中間市での選挙資格を持つことになった人の名簿および在外選挙人(外国にいても国政に参加できる人)の名簿をお見せします。

●期 間 12月3日(金)～7日(日)・午前8時30分～午後5時

●場 所 選挙管理委員会事務局(市役所3階)

※異議の申し出は、期間中に限られます。
※市役所閉庁日は、警備員室でお見せします。

●今回の登録該当者

○今年の9月1日までに中間市に転入した人
○今年の12月1日までに満20歳(平成22年12月2日までに生まれの人)になる人

※いずれも9月1日までに住民基本台帳に登録され、12月1日まで引き続き登録されている人です。

●問合先 選挙管理委員会事務局
☎(246)6230

人権問題講演会

NPO法人北九州ホームレス支援機構代表の奥田知志さんを講師に招き、ホームレス支援という活動から見えてくる人権問題を、わかりやすく語っていただきます。

入場は無料で、申し込みも不要ですので、みなさんお誘いあわせのうえ、お気軽に参加してください。

●日 時 12月13日(日)・午後6時30分

●場 所 中央公民館

●テーマ 絆が人を生かすからホームレス支援から見た今日の日本

※託児(無料)がありますので希望者は12月6日(日)までにご連絡ください。

●問合先 生涯学習課
☎(246)6224

家庭用廃食用油(てんぷら油)の回収を行います

●回収実施日 12月12日(日)
※回収を希望する場合は、回収日前日までに町内会長または公民館長に申し出てください。

●持込時間 午前9時まで

●持込場所 各町内の公民館
※町内会によっては異なる場合がありますので、町内会長または公民館長の指示に従ってください。

●注意事項
○家庭用廃食用油以外は、絶対に持ち込まないでください
○持ち込みはペットボトルでお願いします
○洗剤などが混入した廃食用油は回収しません

●問合先 環境保全課
☎(246)6265

中間市歴史民俗資料館は 移転に伴い休館します

中間市歴史民俗資料館は、来年4月に垣生公園前に開館する中間市地域交流センターに移転します。

そのため、資料の移転作業を行いますので、12月29日(日)から休館します。新規開館の日時は、来年3月ごろにお知らせします。

●問合先 生涯学習課
☎(246)6224

危険物安全週間 推進標語を募集

毎年6月の第2週は危険物安全週間です。この週間の行事を推進するため、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取り扱いの安全を呼びかける標語を募集します。

なお、作品は未発表のものに限りです。

応募方法

○郵便はがき：郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号を明記してください。
なお、はがき1枚につき標語1点とします

○インターネット：財団法人全国危険物安全協会のホームページ(<http://www.zenkikyo.or.jp>)から応募してください

●応募締切 12月10日(金)・必着賞

○最優秀作1点：消防庁長官賞と副賞20万円

○優秀作1点：全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

○優良作10点：記念品

※入選した場合は、本人に通知するとともに、消防庁および財団法人全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・機関誌などに、作品と名前、お住まいの都道府県・市名を発表します。

なお、入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

応募・問合先

財団法人全国危険物安全協会(〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9-16)
☎03(35597)8393

ギャンブル依存症講演会

～回復へのメッセージ～

事前の申し込みは不要ですが、お気軽に参加してください。

●日時 12月23日(祝)・午後12時30分～4時30分

●場所 北九州市立八幡西生涯学習センター(八幡西区相生町19-1)

●内容 講演、経験者および家族の体験発表

●講師・テーマ 森山成林さん(通谷メンタルクリニック院長)・回復途上の試練

●参加料 無料

●問合先 宗像・遠賀保健福祉環境事務所
☎0940(36)2473

在宅医療支援センターをご利用ください

在宅医療支援センターは、がんや難病などで緩和ケアを受けながら、住み慣れた家での療養を希望する人に対しての相談窓口です。

がんなどにより、病気の治療や完治を目的とした治療が

有効でなくなった場合、その痛みや苦しみを和らげ、そのらしく住み慣れた家で療養できるように支援していきます。

受付日時

毎週月曜～金曜日・午前9時～午後5時

●問合先 宗像・遠賀保健福祉環境事務所
☎0940(36)2366

若年者職業訓練生を募集します

訓練科名・定員

○若年者機械加工技術科・16人

○若年者電気設備科・20人

●応募資格 公共職業安定所に求職申し込みをしている概ね40歳未満の人

※若年者機械加工技術科は18歳以上40歳未満の人。

●訓練期間 7か月(平成23年2月4日～8月25日)

●募集期間 11月29日(月)～12月24日(金)

●申込先 八幡公共職業安定所(八幡西区岸の浦一丁目5-10)

●選考日 平成23年1月11日(日)

●選考方法 適性検査、面接

●訓練経費 無料

●テキスト代、工具、訓練生保険料などは個人負担です。

●問合先 八幡職業能力開発促進センター
☎(641)6909

国民年金

市民課年金係 ☎(246)6240

年金の請求漏れが生じやすい5つの事例 ～年金の請求をお忘れではありませんか～

年金の請求を行えるにもかかわらず、年金を受給できないと誤解している人が多いため、年金の請求漏れが生じやすい5つの事例を紹介します。

①年金の加入期間が25年未満の人

カラ期間(昭和61年3月末までにサラリーマンの配偶者であった期間など)と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。また、生まれた年などによっては年金を受け取れる場合があります。

②年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げてる人

年金は自動的には支払われませんので、受け取りを始める時期を決めて、請求手続きを行ってください。

③厚生年金の加入期間がある65歳以上の人

厚生年金を受け取る資格を

満たしている人は、65歳から「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金を受け取ることができます。

④厚生年金の加入期間があり「65歳になってから年金を受け取る」と思っている人

厚生年金の加入期間が一年以上あるなどの要件を満たす人に支払われる「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。

⑤60歳以上で会社にお勤めの人

現在、会社にお勤めの人も年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求手続きを行ってください。また、給与の額などに応じて、支払額の調整が行われる場合があります。

⑥年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求手続きを行ってください。また、給与の額などに応じて、支払額の調整が行われる場合があります。

年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求手続きを行ってください。また、給与の額などに応じて、支払額の調整が行われる場合があります。

福岡県立戸畑高等技術 専門学校訓練生を募集

募集科目

① 3次元CAD/CAM科

② 機械科

③ 溶接科

④ 介護サービス科

応募資格

① 高校を卒業見込みの人、高校卒業程度の学力を有する18歳以上30歳以下の人

② ③ 中学校・高校を卒業見込みの人、中学校を卒業した人、離職・転職者など

④ 離職・転職者など(新規学卒者を除く)

● 定員 各20人

※ 溶接科は30人。

● 募集期間 平成23年1月4日(火)～2月17日(木)

● 申込・問合せ先 福岡県立戸畑高等技術専門学校
☎(882)4306

知っていますか 建退共制度

この制度は、事業主のみならず、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

● 加入できる事業主 建設業

を営んでいる人

● 対象となる労働者 建設業の現場で働く人

● 掛金 月額310円

● 特徴

○ 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です

○ 経営事項審査で加点評価の対象となります

○ 掛金の一部が国が助成しますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります

○ 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます

● 問合せ先 建退共福岡県支部
☎092(477)6734

福岡県社会福祉協議会 相談事業

認知症電話相談

認知症に関する悩みに、無料で相談に応じます。介護を一人で抱え込まず、小さなことかもしれないと思っても、まずはお電話ください。

● 期 日 毎週火曜・木曜・金曜・土曜日

● 時 間 午前10時～午後4時

相談専用電話

☎092(584)3317

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障

害などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、書類など(預金通帳、印鑑、権利書など)の預かりサービスを本人との契約で行う事業です。

※ 相談窓口は中間市社会福祉協議会(☎244)1230)になります。

● 利用料 1回あたり、1時間1,000円

※ 1時間を過ぎると、30分ごとに350円追加となります。

● 預金通帳、銀行印などの預かり料金 月額350円

● 権利書、実印などの預かり料金 月額250円

● 福祉サービス苦情解決事業 福祉施設や在宅福祉サービスなどで提供される福祉サービスに関する苦情を解決する事業です。

● 苦情について事業所との話し合いで解決しなかったり、直接話しにくかったりする場合など、お気軽に相談してください。

● なお、相談は無料です。 ※ 相談窓口は福岡県運営適正化委員会事務局(☎092(915)3511)になります。

● 問合せ先 福岡県社会福祉協議会
☎092(584)3344

国民健康保険

No.211

健康増進課国保医療係 ☎(246)6246

National Health Insurance

70歳以上の人(長寿医療を受けている人は除く)の高額療養費の支給

ひとりの人が、1か月間に、外来や入院で次の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払った場合、超えた分が支給されます。

また、世帯(70歳以上の人の場合のみ)での合算は、左表の「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

1か月の自己負担限度額

		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税課税世帯	一般	12,000円	44,400円
	現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算(高額支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
非課税世帯	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円

※ 現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳の人(長寿医療を受けている人は除く)および、その人と同居している70歳～74歳の人です。ただし、住民税課税所得が145万円以上で現役並み所得者と判定された人でも、世帯の70歳以上の人の収入額によっては、一般の区分に変更できることがあります。詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

※ 低所得者Ⅰとは、世帯主および国保の被保険者全員の所得が0円である世帯に属する人(公的年金等控除額は80万円として計算します)です。

※ 低所得者Ⅱとは、世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税世帯に属する人で、低所得者Ⅰ以外の人です。

※ 低所得者Ⅰ、Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、健康増進課へ申請してください。

【計算上の注意】

- 月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとに計算します
- 外来は個人単位でまとめますが、入院を含む自己負担限度額は世帯単位で合算します
- 病院・診療所・歯科の区別はなく、少額の一部負担金と合算できます。調剤薬局の一部負担金も含めて合算します
- 入院中の食事代や差額ベッド代などは対象外です



12月の

行事予定

12月の納税

- 固定資産税(3期)
- 国民健康保険税(6期)

人のうごき

10月の住民基本台帳から

■人口 45,273人(-26)
 男 21,083人(-1)
 女 24,190人(-25)
 ■世帯数 20,027世帯(+1) ()内は前月比
 ■出生 37人 ■死亡 45人
 ■転入 123人 ■転出 141人

交通事故

交通事故発生状況(平成22年1~12月)

9月 累計

件数 37件 269件
 死者 0人 0人
 負傷者 49人 343人

火災

火災発生件数(平成22年1~12月)

10月 累計

件数 1件 18件
 建物 1件 14件
 林野 0件 0件
 車両 0件 1件
 その他 0件 3件

● 公共施設問合せ先 ●

中央公民館 ☎(246)2321
 消防署 ☎(245)0901
 市立病院 ☎(245)0981
 東部出張所 ☎(246)1110
 市民図書館 ☎(245)4664
 歴史民俗資料館 ☎(245)4665
 なかまハーモニーホール ☎(245)8000
 生涯学習センター ☎(246)4316
 体育文化センター ☎(246)2800
 人権のまちづくりセンター ☎(245)3511
 働く婦人の家 ☎(246)0483
 ハピネスなかま ☎(245)8686
 社会福祉協議会 ☎(244)1230
 保健センター ☎(246)1611
 親子ひろばリンク ☎(244)0742
 パルハウスぼちぼち ☎(243)3387
 子育て支援センター ☎(245)5557

日	曜	行事予定
1	水	○平成23年4月保育所入所申込書配布開始 こどもと福祉の課 ○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○人権週間街頭啓発 ショッピングモールなかま (10:30~11:00) ○市公連館長会 中央公民館 (14:00~)
2	木	
3	金	○1歳6か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
4	土	○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
5	日	○中間市青少年育成市民会議講演会(おもしろ科学教室) 保健センター (13:30~15:00)
6	月	
7	火	○母親学級 保健センター (14:00~15:00)
8	水	○特設人権相談所開設 人権のまちづくりセンター (13:30~15:30) ○男女共同参画講座「自分らしく生きるために~男女の新たな共生へ~」中央公民館 (13:30~15:00)
9	木	
10	金	○平成23年1月保育所入所受付締切 こどもと福祉の課 (締切17:15) ○平成23年4月保育所入所受付開始 こどもと福祉の課 ○中間市防犯大会 なかまハーモニーホール (10:00~) ○「子育て女性再就職支援」出張面接相談 人権のまちづくりセンター (10:00~16:00)
11	土	○市税の休日納付窓口の開設(12日まで) 収納課 (10:00~17:00)
12	日	環境美化の日 ○親子凧作り教室 働く婦人の家 (10:30~)
13	月	○市税の夜間納付窓口の開設(土曜・日曜日を除く22日まで) 収納課 (17:15~19:00) ○わんぱく広場「クリスマス」保健センター (受付9:30~10:00) ○人権問題講演会「絆が人を生かすから」中央公民館 (18:30~)
14	火	○すすくあかちゃん広場「クリスマス」保健センター (受付9:30~10:00) ○中間市幼年消防クラブ大会 なかまハーモニーホール (10:00~12:00)
15	水	○健康づくりサポート教室(食事編)「高血圧症」保健センター (受付9:00~9:30) ○4か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
16	木	○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
17	金	○知的障害者(児)福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
18	土	○市税の休日納付窓口の開設(19日まで) 収納課 (10:00~17:00) ○おはなし会 市民図書館 (11:00~)
19	日	○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○ホワイトクリスマスコンサート なかまハーモニーホール (14:00開演)
20	月	
21	火	
22	水	○7か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45) ○心配ごと相談(弁護士) ハピネスなかま(前日までの窓口予約受付者10人以内・相談15:00~17:00)
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	市役所仕事納め
29	水	
30	木	
31	金	

※ 行事予定は変更されることがありますので、ご注意ください。

有料広告募集

中間市内
全戸配布

広報なかまでは、
事業所の有料広告を募集しています。
広報紙で会社をPRしてみませんか。

■問合せ先 中間市役所 総務課広報広聴係
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1-1
☎ 093(246)6271・FAX 093(245)5598
mail: koho@city.nakama.fukuoka.jp



有料広告欄

6か月以上のご契約の場合、契約料金の割引があります

■発行 福岡県中間市役所 ■編集 総務課広報広聴係
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 TEL 093(244)1111 FAX 093(245)5598
■ http://www.city.nakama.fukuoka.jp/ ■ webmaster@city.nakama.fukuoka.jp

■今回の「広報なかま」にかかった経費は1部約6円です
■「広報なかま」の配布は発行日から開始します。みなさんのお手元に3日以内でお届けできるようにしています